

法人単位資金収支計算書

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

第一号第一様式
(第十七条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 光武会

(単位：円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	190,815,000	190,851,733	△36,733	
	受取利息配当金収入	131,000	130,562	438	
	その他の収入	1,985,000	1,979,310	5,690	
	事業活動収入計(1)	192,931,000	192,961,605	△30,605	
	支出				
	人件費支出	145,111,000	145,055,648	55,352	
	事業費支出	18,241,000	18,188,457	52,543	
	事務費支出	22,992,500	22,909,870	82,630	
	その他の支出	1,840,000	1,834,750	5,250	
	事業活動支出計(2)	188,184,500	187,988,725	195,775	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		4,746,500	4,972,880	△226,380	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	330,000	329,800	200	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	施設整備等支出計(5)	330,000	329,800	200	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△330,000	△329,800	△200	
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	706,280	706,280		
	その他の活動収入計(7)	706,280	706,280	0	
	支出				
	積立資産支出	1,445,000	1,441,500	3,500	
	その他の活動支出計(8)	1,445,000	1,441,500	3,500	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△738,720	△735,220	△3,500	
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		3,677,780	3,907,860	△230,080	
前期末支払資金残高(12)		16,831,245	16,831,245	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)		20,509,025	20,739,105	△230,080	

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

法人単位事業活動計算書

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

第二号第一様式
(第二十三条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 光武会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	保育事業収益	190,851,733	189,016,100	1,835,633
	その他の収益	180,000		180,000
	サービス活動収益計(1)	191,031,733	189,016,100	2,015,633
	費用			
	人件費	145,640,868	152,615,751	△6,974,883
	事業費	18,188,457	17,545,528	642,929
	事務費	22,909,870	20,907,737	2,002,133
	減価償却費	6,370,009	6,433,797	△63,788
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△4,138,781	△4,150,881	12,100
サービス活動増減の部	その他の費用	180,000		180,000
	サービス活動費用計(2)	189,150,423	193,351,932	△4,201,509
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	1,881,310	△4,335,832	6,217,142
	収益			
	受取利息配当金収益	130,562	15,669	114,893
	その他のサービス活動外収益	1,979,310	1,961,250	18,060
	サービス活動外収益計(4)	2,109,872	1,976,919	132,953
	費用			
	その他のサービス活動外費用	1,834,750	1,939,250	△104,500
	サービス活動外費用計(5)	1,834,750	1,939,250	△104,500
サービス活動増減の部	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	275,122	37,669	237,453
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	2,156,432	△4,298,163	6,454,595
	収益			
	特別収益計(8)	0	0	0
	費用			
	特別費用計(9)	0	0	0
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	0	0
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	2,156,432	△4,298,163	6,454,595
	繰越活動増減差額(12)	26,602,345	28,900,508	△2,298,163
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	28,758,777	24,602,345	4,156,432
繰越活動増減差額の部	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	2,000,000	△2,000,000
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	28,758,777	26,602,345	2,156,432

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

法人単位貸借対照表

令和8年3月31日現在

第三号第一様式
(第二十七条第四項関係)

法人名：社会福祉法人 光武会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	26,713,088	23,739,251	2,973,837	流動負債	10,973,983	12,058,006	△1,084,023
現金預金	22,952,400	18,414,600	4,537,800	事業未払金	2,596,993	3,348,817	△751,824
事業未収金	1,838,363	3,884,540	△2,046,177	預り金	7,565		7,565
未収金	12,705	1,271	11,434	職員預り金	3,369,425	3,559,189	△189,764
未収補助金	853,200	354,940	498,260	賞与引当金	5,000,000	5,150,000	△150,000
前払金	980,500	1,007,980	△27,480				
前払費用	45,920	45,920					
その他の流動資産	30,000	30,000					
固定資産	298,564,339	304,143,549	△5,579,209	固定負債	11,855,150	11,394,150	461,000
基本財産	187,848,367	191,216,347	△3,367,980	退職給付引当金	11,855,150	11,394,150	461,000
土地	98,579,887	98,579,887		負債の部合計	22,829,133	23,452,156	△623,023
建物	89,268,480	92,636,460	△3,367,980	純 資 産 の 部			
その他の固定資産	110,716,972	112,927,201	△2,211,229	基本金	109,343,866	109,343,866	
建物	6,621,677	8,559,636	△1,937,959	基本金	109,343,866	109,343,866	
構築物	950,852	1,162,152	△211,300	国庫補助金等特別積立金	83,935,651	88,074,432	△4,138,781
車両運搬具	214,347	288,139	△73,792	国庫補助金等特別積立金	83,935,651	88,074,432	△4,138,781
器具及び備品	625,946	1,075,124	△449,178	その他の積立金	80,410,000	80,410,000	
権利	2,070,000	2,070,000		施設整備等積立金	80,410,000	80,410,000	
退職給付引当資産	11,855,150	11,394,150	461,000	次期繰越活動増減差額	28,758,777	26,602,345	2,156,432
施設整備積立資産	88,378,000	88,378,000		(うち当期活動増減差額)	2,156,432	△4,298,163	6,454,595
				純資産の部合計	302,448,294	304,430,643	△1,982,349
資産の部合計	325,277,427	327,882,799	△2,605,372	負債及び純資産の部合計	325,277,427	327,882,799	△2,605,372

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。
※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。